

監 査 結 果

以下の多治見市職員措置請求について、次の通り決定する。

平成24年11月5日

多治見市監査委員 尾 関 恵 一
多治見市監査委員 井 上 あけみ

記

請求の受付

1 請 求 人

岐阜県多治見市大正町2-33 木 塚 隆 夫
岐阜県多治見市甘原町380 木 塚 勝 子

2 請求年月日

平成24年9月10日

3 請求の要旨

請求人は監査委員に対し、次の措置を講ずるべきことを請求する。

多治見都市計画事業多治見駅北土地区画整理事業の施行者代表者多治見市長が、今後相当の确实さをもって予測される、音羽小名田線の拡幅予定地の工事費用、道路拡幅予定地部の交差部のすみきり部購入費用の支出を行なわないよう、道路予定地等の都市計画決定・変更手続きを講ずるよう勧告すること

4 請求の理由

- (1) 都市計画法において、都市計画は適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを都市計画の基本理念として定め、都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するよう定めることを規定している。次の事項は、都市計画決定の法定基準に違反している。
 - ア 都市計画道路音羽小名田線は、多治見駅北土地区画整理事業の都市計画決定と同時期に都市計画変更をされたが、その幅員は、事業地区内の幅員が事業地区外の幅員より広がっていること
 - イ 都市計画道路音羽小田線との交差部以北の事業施行地区内については、道路予定地という公有地が換地として張り付けられていること
 - ウ 地区計画で定める壁面後退線は拡幅道路予定地端からの距離で定めていること
- (2) 事業計画において法的効力がないとされた、拡幅道路予定地を通らなければ都市計画道路に出られない私有地が生じ、土地区画整理法に言う宅地の利用増進に違反している。
- (3) 仮称白山豊岡線の用地を本件事業で確保することは違法である。

5 請求の要件審査

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地自法」という。）242条に定める住民監査請求は、違法若しくは不当な財務会計上の行為があると認めるとき、あるいは、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合に、当該行為の防止、是正等を請求することができるものである。

本件請求においては、当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合に該当するか否かも含め審査をすることとし、受理をした。

監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象事項を次のとおりとした。

音羽小名田線の拡幅予定地部分の工事費用を支払う行為、道路拡幅予定地の交差点におけるすみきり部分購入費用を支払う行為が、地自法242条1項の、相当の確実さをもって予測される「違法又は不当な公金の支出」に該当するの否か。

2 監査対象部局

都市計画部区画整理課

3 請求に対する多治見市長の回答

請求人の監査請求に対する多治見市長の見解・意見を求めたところ、回答は次のとおりであった。（平成24年10月3日付け多区整第454号意見書及び平成24年10月16日の陳述の聴取）

（1）道路予定地等の都市計画決定・変更手続きに入る必要性について

ア 道路予定地を市所有の宅地として換地することについて、道路予定地をすべて「道路」とすることは簡明であるが、この方法によった場合は公共減歩が増加し、一般の宅地所有者に犠牲を強いる結果になり妥当ではない。そのため、土地区画整理事業で整備すべき「道路」と、緊急に必要とされない「道路予定地等」を区別し、「道路」を公共施設とし、「道路予定地」を多治見市宅地として確保したことは合理的である。

イ 緊急に必要とされない箇所を「道路予定地等」として確保しているのだから、都市計画決定・変更手続きを今行う必要はない。

（2）市の損失に関する主張について

ア 拡幅予定地について

交通状況を見て利用方法（歩行者広場としての利用、歩道としての利用など）を検討すべきであり、請求者が主張する、「間もなく別途工事しなければならない」こと、「二重手間分は市費の損失となる」ことは当然の帰結とはいえない。必ずしも拡幅予定地を早急に整備しなければならないわけではない。

イ 道路交差点のすみきりについて

道路構造令では「道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見とおしができる構造とするものとする。」としている（27条2項）。「道路予定地」は歩道部分を拡張するものであるから、本件道路拡幅は見通しに支障となるものではない。歩行者の安全に留意し、滞留を確保する目的を達成するに道路構造上支障はない。

ウ 仮称白山豊岡線について

現状、大踏切（通称）が南北の道路交通を切断し、付近での交通渋滞を招いている。「仮称白山豊岡線」は、その渋滞を解消するために検討され、長期計画により「道路予定地」として確保したものである。最終的には「仮称白山豊岡線」として供用することを目的としているが、他の目的で一時的に利用することを妨げるものではない。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地自法242条6項の規定に基づき、平成24年10月16日証拠の提出及び陳述の機会を与えた。そこにおいて請求人は、平成24年10月15日に提出された要旨の補充により、次のことを述べた。

（1）都市計画について

都市計画法は都市計画の基本理念（同法2条）のもとに、同法13条1項柱書き、都市計画基準について、都市計画は当該都市の特質を考慮して、都市施設の整備に関する事項で当該都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため必要なものを一体的かつ総合的に定めなければならない旨規定し、都市施設に関し、「都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めること。」と規定している。

都市計画事業の認可は、適法な都市計画決定がされていることを前提としてその上に積み重ねられる手続きであるから、都市計画決定が違法であれば当然その認可も違法となる。都市計画決定の違法事由は認可の違法事由となる。

土地区画整理法6条は「事業計画は、公共施設その他の施設又は土地区画整理事業に関する都市計画が定められている場合においては、その都市計画に適合して定めなければならない。」と規定している。

都市計画音羽小名田線の幅員は、交通量変化等の理由もなく、区画整理施行地区内は幅員18mであり、地区外は16mとなっている。この地区外拡幅は今後の検討事項というに過ぎない。

次に音羽小田線との交差部以北の事業施行地区内は道路予定地という公有地が換地として張り付けられ、当面は歩道として利用するため不連続にはならな

いとされている。さらに、道路予定地は白山豊岡線を含め参考表示であり、法的効力はない即ち法的根拠にはならないと説明されている。また、白山豊岡線の都市計画決定については熟度が低く時期尚早としている。しかし3年前の都市計画審議会では「区画整理の都計決定後速やかに地元の方へ入っていきたい。」としている。

上述のように音羽小名田線関連の都市計画決定は幅員差の解消も図られず、地区計画と一体的でもなく、都市計画法に規定している基準に反して違法である。

土地区画整理事業では音羽小名田線の都市計画に適合させるためか、法的効力・法的根拠のない拡幅予定地に公有地を宅地として換地張り付けし、その奥の宅地が接道できないような、土地区画整理法2条の宅地の利用増進が図れない状態が出現しており（減歩緩和されている）違法と言わざるを得ない。そして、拡幅道路予定地は、当面歩道として利用するので不連続とはならないとの説明もあり、駅北のメイン道路でもあるので早期整備が求められる。

（2） 交差部のすみきりについて

広幅員歩道のすみきり不要論に対しては、すみきりが、交通の安全性、土地利用の効率化、都市美観等の見地からの規定であり、高齢化社会の中で、歩行者、自転車、自動車の錯綜する駅前道路の交通安全を目指す土地区画整理事業では、道路交差部のすみきりは、しなければならないと施行規則に規定する技術的基準である。

すみきりのないことは、国家賠償法2条でいう「設置の瑕疵」に該当する。

監査の結果

本件請求についての監査の結果は、合議により、次のように決定した。

1 結論

本件請求にかかる請求人の主張には理由がなく、請求人の求める措置の必要性も認められないので、棄却する。

2 結論に至った理由

（1）音羽小名田線の拡幅予定地部分の工事費用について

請求人は、音羽小名田線の拡幅予定地について、多治見駅北土地区画整理事業において法的効力・法的根拠がないにもかかわらず市有地として換地されたこと、また、音羽小名田線の都市計画決定が違法であることを理由として、土地区画整理事業とは別に整備される予定の拡幅予定地の工事費用が二重手間となり市の損失となる旨主張するため、まずこの点について検討する。

地自法242条において住民監査請求の対象とされる行為は、違法若しくは不当な財務会計上の行為とされている。請求人が主張する、音羽小名田線に道路予定地として市有地を仮換地指定したとする行為及び音羽小名田線の都市計画の決定・変

更に関する行為は、非財務会計行為にあたり、住民監査請求の対象とならないと判断する。

従って、仮換地指定により換地をされた市有地（拡幅予定地）の工事費用が、違法若しくは不当な財務会計上の行為に該当するか否かの判断は、拡幅予定地の仮換地指定の違法性若しくは不当性の判断と密接に関連するため、仮換地指定の行為は非財務会計行為であることから、本件請求における工事費用についても、判断しないこととした。

（２）道路拡幅予定地の交差点におけるすみきり部分について

次に請求人は、道路拡幅部には、道路交差点のすみきりが必要であり、すみきりを整備するためには換地された私有宅地からすみきり用地を取得しなければならない旨主張するため、この点について検討する。

道路拡幅予定地を整備する際には、請求人が主張するように区画道路との交差点にすみきりは整備されない。しかし、道路構造令２７条２項には「道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見とおしができる構造とするものとする。」と規定され、当該交差点では適当な見とおしが確保されないとまでは言うことができず、違法とは言えない。

従って、相当の確実さをもって市に損害が発生するとは言えないと判断する。

（３）なお、請求人が主張する、仮称白山豊岡線の整備予定地が超長期にわたり遊休化するという点においては、現在のところ、その使用方法について市は具体的な検討はしていないものの、それをもって直ちに、相当の確実さをもって市に損害が発生するとは認められないため、理由がないと判断する。

（４）以上により、請求人の主張には理由がないと判断し、「１ 結論」のとおり決定した。